

国際平和協力法30周年記念シンポジウム

基調講演（令和4年6月1日）

明石 康 元国連事務次長【要旨】

- 1992年、国際平和協力法に基づき、自衛隊部隊等をカンボジアに派遣。10月のパレードで、国連や参加国の旗の中に日の丸を見て、涙が止まらなかった。
- カンボジアでは、一部の非協力や違反行為に関わらず、メディアの予測に反して、翌年5月に有権者約9割が選挙で投票し、UNTAC（国連カンボジア）は予定通り1年半で撤退。我が国は、警察官と国連ボランティアの2人の犠牲者を出したものの、全体としては成果をあげた。その後、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、ハイチ、南スーダン等の国連PKOに参加し、内外の評価を高めた。
- 国連PKOは、国連憲章に明記されていないが、必須の活動として、本来は停戦監視によって緊張を緩和するために設立されたが、その後、国づくりを中核とする多目的PKOが設立され、21世紀には、アフリカ各地で多くの難民の発生や人命の喪失に対し、強力なPKOが設立。我が国は、南スーダンで自衛隊部隊が2017年に一応の成果を収めて撤収。
- 国連PKOは、「ブラヒミ報告」で指摘されているとおり、PKO三原則の再解釈が必要であること、派遣すべき場所と派遣されるべきでない場所があること、派遣する場合には充分の予算と人員が必要であることといった問題を含みつつ、国際社会による平和創出と維持のため欠くことのできない手段。全ての国連構成国が支援する中で、我が国が果たしてきた役割に対する認識と評価は確立されており、復旧復興事業など、日本が必要とされている分野は広範。
- 武器使用権限に関し、停戦合意は必ずしも全ての紛争当事者を含むものではなく、国連の中立・普遍性が道義的な判断停止につながるものであってはならず、また、自衛のみならず、市民の保護のような任務の遂行のためには当然許容されることは広く賛同されている。
- 国連加盟国の共同活動であるPKOは、侵略行為に発展することも、憲法の原則と抵触することもありえないと考えられることから、変動、変転し続ける国際社会における普遍的な安全保障や、国境を超えた人権保護のため、我が国に相応しい責務を遂行することは当然。国連が組織する平和維持活動や、国連が承認する多国籍軍に前向きな態度をとることは極めて望ましい。人類的な見地から協力することは、地球の反対側の出来事も、無下に否定できない。
- 日本が果たすべき役割は決して小さくない。私たちは、ひるむことなく、絶望することなく、覚悟を新たに、一層の努力を誓いたい。

